

議案第三四号

三 朝町消防費の増徴に付、金条例制定に付いて  
三 朝町消防費の増徴に付、金条例を次のように規定する

昭和二十九年三月九日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和二十九年三月九日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



三 朝 町 消 防 賞 し ゆ つ 金 条 例

(目的)

第一条 この条例は三朝町の勤務する消防吏員及び消防団員に賞しゆつ金を授与することを目的とする

(授与の要件)

第二条 町長は消防吏員及び消防団員が消防業務に従事するに当つて当然死厄を被ることを予断できる

に拘りずこれに類しめることなくその職務を遂行したことに基いて死害を受けその為に死亡し又は

不具瘡疾となつた場合においてこれに予断の範圍内で賞しゆつ金を授与することとすることができる

(種類及び金額)

第三条 賞しゆつ金の種類及び金額は次の通りとし別表の定めるところによりこれを授与する

一 殉職者賞しゆつ金

この金額は百萬円以下とし功績の程度及び扶養家族(三朝町職員の給与に同する条例(昭和三十一年三朝町条例第二十五号)第九條第一項各号に掲げる者の例による以下同じ)の状況によつて定

二 不具瘡疾者賞しゆつ金

この金額は百萬円以下とし功績及び不具瘡疾の程度並びに扶養家族の状況によつて定める

不具瘡疾とは労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)の別表第一の第八級以上の身体

障害者を指しその程度は同表の等級の区分により定める

(授与の対象)

第四条 殉職者賞しゆつ金は殉職者の遺族に授与するものとしその遺族の範圍及び順位等は労働基準法

施行規則(昭和二十九年)第四十二條乃至四十四條の例による

(審査)

第五條 償じゆつ金の授与に付ては三朝町償じゆつ金審査委員會の審査を経なければならぬ  
(委任規定)

第六條 この條例の施行に關し必要な事項は町長が定める

附 則

- 1 この條例は公布の日から施行する
- 2 本條例の適用に關する條例(昭和二十八年三朝町條例第五号)中消防償じゆつ金條例は廃止する

別表

一 殉職者褒じのフ金

功績の程度	金額
(イ) 褒彰の功績があり一隊の模範となると認めらるるもの	一〇〇,〇〇〇円
(ロ) 特に著しい功績があり認めらるるもの	七五,〇〇〇円
(ハ) 功績があると認められるもの	五〇,〇〇〇円

1. 功績の程度に相当するものであつて消防吏員又は消防団員の死亡当時の扶養家族が二人以上あるときは一人正つたる扶養家族が五人に至るまでは一人につき五〇,〇〇〇円増額する
2. これを受ける遺族が労働基準法施行規則第四十三条に掲げるものであるときはその二分の一に相当する額以内を減額することができる
3. 不具奏殊者賞じのフ金

不具奏殊者賞じのフ金の程度	功績の程度	金額
第一級	功績の功績があり一隊の模範となると認められるもの	五〇〇,〇〇〇円
第二級	功績の功績があり一隊の模範となると認められるもの	四五〇,〇〇〇円
第三級	功績の功績があり一隊の模範となると認められるもの	四〇〇,〇〇〇円
第四級	功績の功績があり一隊の模範となると認められるもの	三六〇,〇〇〇円
第五級	功績の功績があり一隊の模範となると認められるもの	三一五,〇〇〇円

第六級	五五〇,〇〇〇	四一〇,〇〇〇	三七五,〇〇〇
第七級	四七〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	二三三,〇〇〇
第八級	四〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇

1 この表の等級又は金額の決定については労働基準法施行規則第四十条第一項第二項及び第五項までの規定の例による

2 扶養家族が二人以上あるときは一人をこえる扶養家族が五人に至るまでは一人につき別に相当するときは四〇,〇〇〇円以下相当するときは三〇,〇〇〇円以下相当するときは二〇,〇〇〇円をそれぞれ増額する但しこの表の額と合して一〇〇,〇〇〇円をこえることはできない